

東京芸術大学音楽教育振興会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、東京芸術大学音楽教育振興会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、東京芸術大学音楽学部内に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、東京芸術大学音楽学部における音楽教育、研究の振興並びに広く芸術文化の進展に寄与するため、その促進、助成を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 音楽教育・研究の助成
- (2) 育英事業
- (3) 学生の福利事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会員及び会費

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、普通会员、特別会員及び賛助会員とする。

- (1) 普通会员は、東京芸術大学音楽学部学生の父兄及び同大学院音楽研究科学生の父兄
- (2) 特別会員は、本会の役員経験者で引き続き会員であることを希望する者
- (3) 賛助会員は、本会の目的に賛同し、入会を希望する者

(会 費)

第 6 条 本会の会費は、次のとおりとし、子弟入学の時納入するものとする。

普通会员	A 学部学生 1 人につき 1 回払として	金 80,000円
	B 大学院学生 1 人につき 1 回払として	金 40,000円
特別会員	会費の額は、特に定めない。	
賛助会員	会費の額は、特に定めない。	

第 4 章 役員及び顧問

(役 員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
理 事	若干名 (内 常任理事 2 名)
監 事	2 名

- 2 会長及び副会長は、総会において普通会员の互選により決定する。
- 3 理事・常任理事及び監事は、会長が普通会员のうちから指名するものとする。

(役員の仕事)

第 8 条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、重要事項の審議にあたる。
- 4 常任理事は、事業の企画・立案並びに庶務及び会計に従事する。
- 5 監事は、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査し、総会に報告する。

(役員の仕事)

第 9 条 役員の仕事は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、学部在学中は 4 年間、大学院修士課程在学中は 2 年間までとし、その年限を超えることはできない。

- 2 前項の役員に欠員を生じた場合の補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第 10 条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。
- 3 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

第 5 章 会 議

(総会)

第 11 条 総会は、毎年学年始めに開き、次の事項を決める。ただし、理事会をもって総会に代えることができる。

- (1) 予算の決定及び決算の承認
- (2) 会則の変更
- (3) その他必要な事項

(理事会)

第 12 条 理事会は、会長・副会長・常任理事及び理事をもって組織し、年2回これを開く。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開くことができる。

- 2 理事会は、次の事項を決める。
 - (1) 予算案・決算案の審議
 - (2) 事業計画の策定
 - (3) その他理事会において必要と認める事項
- 3 会長は、必要と認めるときは、理事以外の者を理事会に出席させ、意見を求めることができる。

(常任理事会)

第 13 条 常任理事会は、会長・副会長及び常任理事をもって組織し、年2回これを開く。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開くことができる。

- 2 常任理事会は、次の事項を行う。
 - (1) 予算案・決算案の作成
 - (2) 事業の企画・立案
 - (3) その他常任理事会において必要と認める事項
- 3 会長は、前項の審議に際し、東京芸術大学の教職員の意見を求めることができる。

(経費)

第 14 条 本会の経費は、会費・寄附金及び事業等により生ずる果実をもってこれに充てる。

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

附 則

- 1 この会則は、昭和51年4月1日から実施する。
- 2 東京芸術大学音楽学部後援会は、本会発足の時においてこれを解散し、その権利・義務及び財産の一切は、本会が継承する。
- 3 東京芸術大学音楽学部後援会解散時の役員（ただし、東京芸術大学教職員を除く）及び会員は、本会の役員及び会員となる。

附 則

この会則は、昭和58年6月24日より施行し、昭和59年4月1日より適用する。

附 則

この会則は、平成18年6月15日より施行し、平成19年4月1日より適用する。

附 則

この会則は、平成23年6月2日より施行し、平成23年4月1日より適用する。

附 則

この会則は、平成29年5月31日より施行し、平成29年4月1日より適用する。

附 則

この会則は、令和5年4月1日より施行する。